



「赤い羽根共同募金」助成事業

野田村スポ少・部活・ 課外活動応援助成 応募要項

野田村社会福祉協議会では、村民のみなさまから寄せられた令和7年度「赤い羽根共同募金」を財源とし、村内のスポーツ少年団活動、児童・生徒・学生の部活動・課外活動に助成を行うため、希望する団体を募集します。

この助成は、「野田村のために使って欲しい」と村民のみなさまから寄せられた募金が財源となっています。思いをご理解いただき応募ください。

1 助成対象となる団体

- (1) 野田村内に拠点を置くスポーツ少年団
- (2) 野田村内に拠点を置き、児童・生徒が活動している文化活動団体
- (3) 野田小学校、野田中学校の部活動・課外活動団体
(保護者会など上記(1)(2)(3)の支援団体も応募できます)

2 助成金額

- 1 団体につき1万5千円を上限とします
(各団体の決定額により変動します)

3 活動実施期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)まで

4 助成の対象になる活動

団体活動の活性化につながる活動内容を対象とします。

例：消耗品・材料購入、遠征費用、各種大会等参加費など

5 応募受付期間

令和8年3月6日(金)まで

6 助成決定時期

令和8年3月中旬

問い合わせ先

社会福祉法人野田村社会福祉協議会

TEL：0194-71-1414 FAX：0194-71-1415

〒028-8201 野田村大字野田17-107 野田村保健センター内

7 応募方法

(1) 応募書類

下記の書類を、野田村社会福祉協議会に持参し提出してください。

① 所定の応募書、事業実施予算書(様式第1号)

- ・ 楷書で、活動内容や必要性がわかるように記入してください。
- ・ 応募内容により、追加書類の提出を求めることがあります。
- ・ 振込口座は応募団体または学校名義の口座を記入してください。
(個人名義口座への振込及び現金での助成は行いません。)

② 振込口座の通帳コピー

- ・ 表紙、表紙裏の支店名等記載がある部分をコピーして提出願います。

③ チラシやカタログのコピー、見積書、大会要項など、応募内容に係る費用がわかる資料(大会などの参加費に係る資料は令和7年度のものも可)

8 助成決定及び助成金の交付

野田村社会福祉協議会において審査を行い、各応募団体に通知します。助成決定後、応募書に記載された振込口座に助成金の全額を送金します。

助成決定内容については、必要に応じて調査を行うことができるものとします。

9 助成事業の広報

助成決定内容について、団体内での周知のほか、発行する印刷物に記載するなど、赤い羽根募金の助成を受けたことを積極的に広報してください。

10 精算報告

助成決定を受けた団体は、活動終了後1か月以内に精算報告書(様式第2号)に書類等を添付して、野田村社会福祉協議会に提出してもらいます。

なお、助成金に残金が生じた場合及び助成対象とならない経費は、野田村社会福祉協議会に返金していただきます。

11 助成状況のお知らせ

本会の広報等に助成団体の一覧、事業内容を掲載します。

12 応募に当たっての注意事項

助成審査の際は、初めて応募する団体及び昨年度助成を受けていない団体を優先して審査します。

昨年度助成を受けた団体も応募できますが、前記に留意ください。

○対象となる費用の項目等について

【対象となる費用の例】

項 目	内容の例	備考など
消耗品等購入費	書籍、材料（調理に使用する食材は可）、楽譜、作業用具、団体共有で使用する物品（ボール・空気入れ・クーラーボックス・楽器部品など）、共有の消耗品（消毒液、冷却スプレーなど）	購入予定品目を具体的に記入すること
講習・練習会等開催費、参加費用	会場借上料（暖房使用料含む）、外部講師謝金、講習等受講料、大会参加費	<u>大会参加費は児童・生徒分のみとする</u>
通信費	切手代、送料、振込手数料	電話代は除く
印刷費	チラシ等印刷費、コピー使用料	
交通運搬費	バス代、鉄道運賃、ガソリン代、高速料金、車両レンタル代、バス借上げ料、運転手賃金	
保険料	各種活動保険等	<u>児童・生徒分のみとする</u>

【対象とならない費用】

- ① 飲食に係る費用（×：活動で使用するスポーツドリンク）
※部活動（料理部など）の調理で使用する材料費は対象とします
- ② 個人から借用した車両や機器に対する謝金
（○：活動に必要であることがわかる個人車両のガソリン代）
- ③ 当該活動と関係が明確でない経費
- ④ 通常の団体運営経費（拠点に使っている建物の光熱費など）
- ⑤ 個人所有に属することになる物品購入費、見舞金等現金支給、金券購入費、お土産代等
（○：団体に共有して使う物を購入 ×：個人で使うものを団体全員分購入）
- ⑥ 領収書の発行元が応募団体のものの経費
- ⑦ 団体の都合による変更や中止に伴うキャンセル料
（○：自然災害等予期しない場合）

【対象外となる主な活動例】

- ① 総会・打合せ会など、団体に本来行わなければならない活動
- ② 同一メンバーによる団体名義を変更しただけの活動
- ③ 慰安目的の日帰り旅行、視察・買物のみを目的とした事業
- ④ 親睦会などメンバーの交流を目的とした事業
- ⑤ 他団体から助成を受けて実施する事業